

裁判所に持ち込めないものの例

銃器、刃物等の凶器、爆発物

【例】

- 猟銃、空気銃などの銃器(模造物を含む。)
- 包丁、ナイフ、日本刀、カッター、カミソリ、ペーパーナイフ
- はさみ(文房具、裁縫道具を含む。)、缶切り、千枚通し、工具
- ガスボンベ、スプレー缶、火薬類
- ヌンチャク、スタンガン、警棒、木刀

※ 法令違反の疑いがある場合には、警察に通報します。

写真機、録音機

【例】

- カメラ、ICレコーダー(テープレコーダー)

※ これらのものは、裁判所(敷地を含む。)では使用することができず、原則として持ち込むことができません。ただし、かばんや収納ケースにしまっただけならば、持ち込むことができます(撮影機能や録音・録画機能の付いたスマートフォン等は、それらの機能を使用しないことを前提に持ち込むことができます。)

※ 以上のほか、旗、のぼり、プラカード、拡声機等の持込み及びはちまき、ゼッケン、腕章等を着用しての入庁もできません。